

議案第 8 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 265 号中「、第 39 条の 7 第 9 項又は第 39 条の 106 第 2 項」を削り、同条第 266 号中「、第 39 条の 7 第 11 項又は第 39 条の 106 第 4 項」を削り、同条中第 271 号を第 272 号とし、第 270 号を第 271 号とし、第 269 号を第 270 号とし、第 268 号の次に次の 1 号を加える。

(269) 地方税法附則第 15 条の 10 第 1 項の規定に基づく同法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第 12 条第 24 項に規定する基準に適合する旨の証明書の交付

1 件につき 300 円

第 5 条中「第 2 条第 269 号」を「第 2 条第 270 号」に改める。

第 2 条 川崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 272 号を第 274 号とし、第 252 号から第 271 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 251 号ア中「第 249 号ア」を「第 251 号ア」

に改め、同号イ中「第186号」を「第188号」に、「第191号」を「第193号」に改め、同号を同条第253号とし、同条第250号ア(イ)中「第248号ア(イ)」を「第250号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第248号イ(イ)」を「第250号イ(イ)」に改め、同号を同条第252号とし、同条第249号ア(ア)中「第186号」を「第188号」に、「第191号」を「第193号」に、「第251号イ」を「第253号イ」に改め、同号イ中「第186号」を「第188号」に、「第191号」を「第193号」に改め、同号を同条第251号とし、同条第248号ア中「第250号」を「第252号」に改め、同号を同条第250号とし、同条中第247号を第249号とし、第246号を第248号とし、同条第245号ア中「第243号ア(ア)及び(イ)」を「第245号ア(ア)及び(イ)」に改め、同号イ中「第186号」を「第188号」に改め、同号を同条第247号とし、同条第244号中「第246号」を「第248号」に改め、同号ア中「第242号ア(ア)から(カ)まで」を「第244号ア(ア)から(カ)まで」に改め、同号イ中「ア以外」を「ア又はイ以外」に、「第242号イ(イ)から(カ)まで」を「第244号ウ(ウ)から(カ)まで」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第244号イ(イ)から(カ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

第2条中第244号を第246号とし、同条第243号ア(ア)中「第186号」を「第188号」に、「第191号」を「第193号」に改め、同号イ

中「第186号」を「第188号」に、「第191号」を「第193号」に、「第245号イ」を「第247号イ」に改め、同号を同条第245号とし、同条第242号ア中「平成11年法律第81号」の次に「。以下「住宅品質確保法」という。」を加え、同号イ中「ア以外」を「ア又はイ以外」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める耐震等級（構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。）に係る評価が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。第246号において同じ。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア) 1戸	15,000円
(イ) 2戸以上5戸以下	57,000円
(ウ) 6戸以上10戸以下	92,000円
(エ) 11戸以上30戸以下	170,000円
(オ) 31戸以上50戸以下	300,000円
(カ) 51戸以上100戸以下	450,000円
(キ) 101戸以上200戸以下	830,000円
(ク) 201戸以上300戸以下	1,100,000円
(ケ) 301戸以上	1,400,000円

第2条中第242号を第244号とし、第194号から第241号までを

2号ずつ繰り下げ、同条第193号中「第186号」を「第188号」に、「第187号」を「第189号」に、「第191号」を「第193号」に改め、同号を同条第195号とし、第23号から第192号までを2号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の2号を加える。

(23) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第104条第2項第1号の規定に基づく農地台帳に記録された事項を記載した書面を閲覧に供する事務 1件につき300円

(24) 農地法施行規則第104条第2項第2号の規定に基づく農地台帳に記録された事項を記載した書面の交付 1件につき300円

第5条中「第2条第270号」を「第2条第272号」に改める。

第8条ただし書中「第2条第187号、第243号ア、第245号ア、第249号ア、第251号ア及び第252号」を「第2条第189号、第245号ア、第247号ア、第251号ア、第253号ア及び第254号」に改める。

第3条 川崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第21号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第4条 川崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中第189号を削り、第190号を第189号とし、第191号から第194号までを1号ずつ繰り上げ、同条第195号中「（第189号に該当する場合にあっては、同号の規定により算定した額）」を削り、「第193号」を「第192号」に改め、同号を同条第194号とし、同条第196号中「又は第18条第22項第1号」を「若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「承認」を「認定」に改め、同号を同条第195号とし、同条中第197号を第196号とし、第198号から第2

43号までを1号ずつ繰り上げ、同条第244号イ中「第246号」を「第245号」に改め、同号を同条第243号とし、同号の次に次の1号を加える。

(244) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査

1件につき 前号の規定により算定した額に第188号に規定する額（第192号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第188号に規定する額に昇降機1基につき第192号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第246号において同じ。）を加えた額

第2条第245号を削り、同条第246号中「第248号」を「第247号」に改め、同号ア中「第244号ア(ア)から(ケ)まで」を「第243号ア(ア)から(ケ)まで」に改め、同号イ中「第244号イ(ア)から(ケ)まで」を「第243号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第244号ウ(ア)から(ケ)まで」を「第243号ウ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号を同条第245号とし、同号の次に次の1号を加える。

(246) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項まで

の規定に基づく変更認定申請に対する審査

1 件につき 前号の規定により算定した額に第 1 8 8 号に規定する額を加えた額

第 2 条中第 2 4 7 号を削り、第 2 4 8 号を第 2 4 7 号とし、第 2 4 9 号を第 2 4 8 号とし、同条第 2 5 0 号ア中「第 2 5 2 号」を「第 2 5 1 号」に改め、同号を同条第 2 4 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(250) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく認定申請に対する審査

1 件につき 前号の規定により算定した額に第 1 8 8 号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第 1 9 2 号に規定する額を加えた額。第 2 5 2 号において同じ。）又は第 1 9 2 号に規定する額を加えた額

第 2 条第 2 5 1 号を削り、同条第 2 5 2 号ア(イ)中「第 2 5 0 号ア(イ)」を「第 2 4 9 号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第 2 5 0 号イ(イ)」を「第 2 4 9 号イ(イ)」に改め、同号を同条第 2 5 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(252) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 4 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に対する審査

1 件につき 前号の規定により算定した額に第 1 8 8 号に規定する額又は第 1 9 2 号に規定する額を加えた額

第 2 条中第 2 5 3 号及び第 2 5 4 号を削り、第 2 5 5 号を第 2 5 3 号とし、第 2 5 6 号から第 2 7 4 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第5条中「第2条第272号」を「第2条第270号」に改める。

第8条ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から、第3条の規定は同年5月29日から、第4条の規定は同年6月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、耐震改修が行われた家屋が耐震基準に適合する旨の証明書の交付に係る手数料を新設すること、農地法の一部改正に伴い、農地台帳に記録された事項を記載した書面を閲覧に供する事務に係る手数料等を新設すること、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請において住宅性能評価書が添付された場合の審査に係る手数料を追加すること等のため、この条例を制定するものである。